

金沢幸彦の

答案スキルいっき習得講義

民法

辰巳専任講師・弁護士

金沢幸彦 先生

辰巳法律研究所

合格答案の書き方Lecture

民法の構成

総論

第1 民法の問題の処理パターン

問題点の発見の仕方 —— 請求権パターン	P. 1
答案作成法と法解釈の手法	(1)答案作成法 P. 1
	(2)条文解釈の正攻法と別パターン P. 1
合格答案の書き方～出題趣旨の考察	P. 2

第2 公式資料などに見る憲法の学習指針

P. 4

司法試験の出題趣旨が示す「民法の答案の書き方」
司法試験委員の採点実感が示す「民法の答案の書き方」

各論

問題演習

1 代理人の基本代理権を逸脱して、 自己名義で他人物賃貸借をした行為と相手方の保護	P. 8
2 授權行為の取消しと表見代理、親権者の利益相反行為・親権濫用	P.14
3 援用権者～後順位抵当権者の場合、 時効援用権に対する債権者代位権の行使の許否	P.20
4 物権的請求権	P.24
5 不動産の二重譲渡と背信的悪意者排除論	P.28
6 動産売買契約の詐欺による取消しと第三者の保護	P.34
7 従たる権利	P.38
8 制限種類債権と危険負担	P.42
9 詐害行為取消しと財産分与	P.46
10 二重譲渡と危険負担	P.52
11 数量不足の場合における担保責任の要件・効果	P.56
12 建物賃借権の対抗力	P.62
13 請負と債務不履行責任・危険負担	P.66
14 監督者責任・使用者責任の成立要件	P.72
15 被害者側の過失、共同不法行為の成立要件と効果	P.78

総論

第1 民法の問題の処理パターン

<以下、『趣旨・規範ハンドブック民事系』（辰巳法律研究所，第9版，2021）P.2～5より>

問題点の発見の仕方 —— 請求権パターン	P. 1
答案作成法と法解釈の手法	(1) 答案作成法 P. 1
	(2) 条文解釈の正攻法と別パターン P. 1
合格答案の書き方～出題趣旨の考察	P. 2

第1 民法の問題の処理パターン

1 問題点の発見の仕方

(1) 問題点の拾い方——請求権パターン

生の事実から当事者の主張を考える（金を払え，物を引き渡せ等）。

↓

請求内容を考える。物権なのか，債権なのか。←ここで，法律知識が必要とされる。

↓

法律効果から逆算して要件へ

解釈の必要性があれば，簡潔に→条文解釈＝論点

論証はコンパクトに，規範（結論）だけでもよい場合もある。

↓

要件事実を挙げて，あてはめる。

2 答案作成法と法解釈の手法

(1) 答案作成法

【事実の分析】

いかなる法律効果の発生が問題となるか，という形で問題提起

その法律効果を生じさせる法律要件の提示（どの条文のどの要件の解釈問題であるかを明示）

↓

【条文解釈】

ア 文理解釈～規定の文言を素直に読むとどうなるか

イ 目的論的解釈～文理解釈では不明瞭な場合，あるいは，實際上，不都合な場合等に用いる。

① 当該規定・制度の趣旨・目的を考える。

② かかる趣旨・目的に鑑みると，当該要件の解釈において，いかなる規範を定立すべきか。

↓

【あてはめ・結論】

(2) 条文解釈の正攻法と別パターン

（注）規範定立とあてはめの峻別，規範定立は抽象的に，あてはめは具体的に

【条文解釈の正攻法】

① ～ではないか，××条の「○○」の意味が問題となる（問題提起は簡潔に）。

② ××条の趣旨は，～である。そうすると，～なので，「○○」とは，～をいうと解する（趣旨からの条文解釈）。

③ これを本問にあてはめると，～という事実は，～なので（事実の評価），「○○」にあてはまる。よって，～（結論）。

【別パターン】

- ① ××条の「〇〇」とは、～。なぜなら、～。
- ② 本間における～という事実は、～であるから（事実の評価）、「〇〇」にあたる。よって、～（結論）。

3 合格答案の書き方～出題趣旨の考察

司法試験の民事系科目が3問出題されるようになった平成23年以降の出題趣旨を見ると、第1段落ないし第2段落で指摘されていることはほぼ共通している。実際に見てみよう。

「民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。具体的な事実を法的な観点から評価し構成する能力、具体的な事実関係に即して民法上の問題を考察する能力及び論理的に一貫した論述をする能力などを試すものである。」（23年）

「民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。具体的な事実を踏まえ、実体的な法律関係を理解して論述する能力、当事者間に成立した契約の内容を理解して妥当と認められる法律的帰結を導く能力及び具体的な事実を法的な観点から分析して評価する能力などを試すものである。」（24年）

「民法上の問題についての基礎的な理解に加え、その応用を問う問題である。制度の趣旨を踏まえ妥当と認められる解決を説明する能力、当事者間に生じた事態について法律関係の正確な理解に基づき分析する能力及び事案の解決において参考となる判例の趣旨を理解して事案との比較検討を的確に行う能力などが試される。」（25年）

「民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。当事者間の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力、その前提として、様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し、それに即して論旨を展開する能力などが試される。」（26年）

「民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用を問う問題である。当事者の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力、その前提として、様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し、それに即して論旨を展開する能力などが試される。」（27年）

「民法上の問題についての基礎的な理解とともに、その応用力を問う問題である。当事者の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力、その前提として、様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し、それに即して論旨を展開する能力などが試される。」（28年、29年）

「民法の幅広い分野から、民法の基礎的な理解とともにその応用力を問うものであり、当事者の主張を踏まえつつ法律問題の相互関係や当該事案の特殊性を論理的に分析して自説を展開する能力が試されている。」（30年）

「民法の幅広い分野から、民法の基礎的な理解とともにその応用力を問うものであり、当事者の主張を踏まえつつ法律問題の相互理解や事案の特殊性を論理的に分析して自説を展開する能力が試されている。」（令和元年）

「民法の幅広い分野から、民法の基礎的な理解とともにその応用力をも問うものであり、当事者の主張を踏まえつつ複数の法律問題の相互関係を適切に理解したり、事案の特殊性を論理的に分析して自説を展開する能力が試されている。」（令和2年）

以上の記述から、司法試験の民法で求められていることは、問題点の基礎的な理解とその応用であり、問題文の具体的事実を法的観点から分析して法律関係に構成し、妥当な解決を導くことであるといえる。

第2 公式資料などに見る民法の学習指針

司法試験の出題趣旨が示す「民法の答案の書き方」

司法試験委員の採点実感が示す「民法の答案の書き方」

第2 公式資料などに見る民法の学習指針

1 公式資料などに垣間見える適切な答案の書き方

(1) 答案作成の基本方針

—令和2年司法試験の採点実感（民事系科目第1問）（赤色は辰巳法律研究所が付した。）

「2 採点方針

採点は、従来と同様、受験者の能力を多面的に測ることを目標とした。

具体的には、民法上の問題についての基礎的な理解を確認し、その応用を的確に行うことができるかどうかを問うこととし、当事者間の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力、様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し、それに即して論旨を展開する能力などを試そうとするものである。

その際、単に知識を確認するにとどまらず、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、及び具体的事実を注意深く分析し、法的な観点から適切に評価する能力を確かめることとした。これらを実現するために、一つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに、必要な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点を与えることとしたことも、従来と異なる。

さらに、複数の論点に表面的に言及する答案よりも、特に深い考察が求められている問題点について緻密な検討をし、それらの問題点の相互関係に意を払う答案が、優れた法的思考能力を示していると考えられることが多い。そのため、採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さの程度に応じて点を与えることとした。これらにより、ある設問について法的思考能力の高さが示されている答案には、別の設問について必要な検討の一部がなく、そのことにより知識や理解が一部不足することがうかがわれるときでも、そのことから直ちに答案の全体が低い評価を受けることにならないようにした。また、反対に、論理的に矛盾する論述や構成をするなど、法的思考能力に問題があることがうかがわれる答案は、低く評価することとした。また、全体として適切な得点分布が実現されるよう努めた。以上の点も、従来と同様である。」

(2) 答案作成の個別的な注意点

—令和2年司法試験の採点実感（民事系科目第1問）（赤色は辰巳法律研究所が付した。）

「(4) 全体を通じ補足的に指摘しておくべき事項

本年の問題も、昨年に引き続き、どのような法規範（判例により形成される規範を含む。）の適用を問題とすべきかという大きな検討課題の把握は比較的容易であり、実際にも、これを大きくは外さない答案が少なくなかった。それでも答案間で評価に差が付くのは、分析の深度や精度、更には論理的な展開力などによるところが大きいと感じられることも、昨年と同様である。

すなわち、本年の各設問にも現れているように、ある一つの事案を解決するに当たっては、複数の制度や判例等にまたがった分析が必要となるが、当然ながら、そのためには、個々の制度等についての理解が必要であり、更には、制度相互間の体系的な

理解が必要になる。その上で、これを一つの分析結果にまとめ上げるためには、その理解している内容を、示された事実関係を踏まえて論理的に展開していくことが重要である。

このような法律の体系的理解とこれに基づく実践的な論理展開能力の重要性は例年指摘しているところであり、引き続き留意をしていただきたい。その上で、本年の答案を見て特に感じられたことについて、幾つか指摘しておきたい。

第1に、問題文をよく読まず、その指示や趣旨に従わずに論ずるものが散見されたことである。例えば、設問1において、Bが乙建物に住み続けることを前提として、Cへの支払額を少なくするためのBの契約責任に基づく主張について尋ねているにもかかわらず、契約の解除、取消しといった契約関係を解消する主張などを論じる答案が散見されたことや、設問2において、問題文で指示した解答の流れから外れた論じ方をする答案も散見されたことである。問題文において指示した内容に応じて解答する前提で採点はされるから、限られた時間内に必要十分な答案を作成するためには、問題文をよく読んで理解した上で答案を作成することが肝要である。

第2に、特定の法律効果の発生の有無を検討することが求められているのに、その基本的な要件が満たされているかどうかを検討せず、自己が主要な論点と考える部分のみを論ずるものが散見されたことである。例えば、設問1において、契約不適合責任の有無について深く論ずること自体はよいとしても、それのみを検討し、代金減額請求や損害賠償請求の他の要件に触れないまま、安易に請求権の発生を認める答案が散見された。法律効果を発生させるためには法律要件が満たされていなければならないという当然の基本的原則を常に銘記する必要がある。

第3に、毎年のように指摘をしているにもかかわらず、本年も、文字が乱雑であったり、小さすぎたり、あるいは線が細すぎたりして、判読が困難なものが一定数存在したことである。特に、十分な答案構成をせずに書き始め、後から既述部分に多数の挿入をする答案は、必然的に文字が小さくなり、その判読が困難になる。これらの点についても、引き続き改善を望みたい。」

(3) 民法学習の指針

令和2年司法試験の採点実感(民事系科目第1問)(赤色は辰巳法律研究所が付した。)

「4 法科大学院における今後の学習において望まれる事項

本年は、民法(債権関係)改正の施行後初めての試験であり、同改正を踏まえた出題もされているが、おおむね改正内容を把握した上での解答がされており、法科大学院教育を通じて改正内容についての理解が進んでいることがうかがわれた。引き続き、改正内容を踏まえた法的知識の習得に取り組んでいただきたい。

また、本年においても、昨年ほどではないものの、設問の文字数を減らして受験者の事務処理の負担を軽減しつつ、財産法の分野における基本的知識・理解を横断的に問う問題が出題された。条文や判例に関する基本的な知識を踏まえ、問題文を注意深く読んだ上で、【事実】に頭れた事情を分析して設問の趣旨を適切に捉え、筋道を立てて論旨を展開すれば、相当程度の水準の解答ができるはずである(設問2の小問(2)は、多くの受験生にとってこれまでに検討したことがない問題であったと思われ、検討に時間を要するとは考えられるが、このような問題であっても、基本的な知識・理解が十分身に付いていれば、それを手掛かりとしながら検討することは可能であると

考えられる。)。限られた時間内で答案を作成するためには、短時間で自己の見解を適切に文章化するのに必要な基本的知識・理解を身に付けることが肝要であり、引き続き、法的知識の体得に努めていただきたい。

さらに、本年も、昨年同様、判例を参考にすることで深い検討を行うことができる問題が出題されているが、法律実務における判例の理解・検討の重要性を再認識していただきたい（判例の採った論理や結論を墨守することを推奨してはいるが、判例と異なる見解を採るのであれば、判例を正確に指摘して批判することが必須である。）。例年指摘されているところであるが、判例を検討する際には、その前提となっている事実関係を基に、その価値判断や論理構造に注意を払いながらより具体的に検討することが重要であり、かつ、様々なケースを想定して判例の射程を考えることで、判例の内容をよりの確に捉えることができるものである。このような作業を行うことで、個々の制度についての理解が深まるだけでなく、制度相互間の体系的な理解が定着することに改めて留意していただきたい。」

(4) 田高寛貴教授（令和3年司法試験及び予備試験審査委員(出題委員)の解説

田高寛貴教授は、法学教室462号P.16～23で「特集 法学の学び方を振り返る 第1部 書く力・学ぶ力をブラッシュアップする II 民法」を執筆されている。ここでは、「I 民法を学ぶポイント—具体的な適用場面を意識した学習を」、「II 事例問題に答える作法—適用される規範の発見とあてはめの基礎」、「III 長文の事例問題への対処—事案の特性の把握と重要事実の抽出」、「IV おわりに」に分け、具体的な設問と解答例を用いて解説されている。本解説は非常に有益なので、受講生の皆様には、是非、全文を読まれることをお勧めする。

以下では、まず、「II 事例問題に答える作法—用される規範の発見とあてはめの基礎」(P.17～20)の各項目などを引用させて頂く。

「1. 根拠条文と要件の提示は必須

…根拠条文と要件の提示があつてこそ事案のあてはめが行えるのであり、法的三段論法の前提作りを怠ってはいけない。」(P.18)

「2. 根拠条文を適切に選択するには

…問題を的確に把握し、適用条文を選択するためには、各条文について、適用場面を意識しつつ、その内容や趣旨、要件を正確に理解しておくことが何よりも重要といえる。」

「3. 要件への「あてはめ」—評価の根拠を示す」

「4. 問われていることに答える」

「5. 無駄なことを書かない」

「6. 学説を羅列するだけでは意味がない」

また、「Ⅲ長文の事例問題への対処—事案の特性の把握と重要事実の抽出」(P.20~23)の冒頭で、「長文で複雑な事例を用いた問題では、根拠条文と要件を提示してあてはめを行う、というだけにとどまらない、紛争解決のための高度な技量が求められる。ポイントは、結論を左右する要素を事案のなかから抽出し分析を加えることである。」と指摘される(P.20)。以下では、その後の各項目を引用させて頂く。

「1. 事案の核心を中心に据えた叙述に」(P.20)

「2. 力点を置いて叙述すべきは当事者の主張の対立点」(P.21)

「3. 争点に対する適切な評価を一事案の特徴を捉える」(P.21)

「4. 関連判例に学ぶ—複数裁判例の総合分析を」(P.21)

「5. 必要な判断要素を条文の解釈論に還元する」(P.22)

2 基本書の精読の勧め

上記の公式資料などから、民法においても、標準的な基本書を精読することで対応可能と思われる。そこで本教材では、下記の5つの基本書の該当頁を各事例に付す。受講生の学習の便宜となれば幸いである。

- ・佐久間毅『民法の基礎1 総則』(有斐閣, 第5版, 2020)(以下「佐久間Ⅰ」という。)
- ・佐久間毅『民法の基礎2 物権』(有斐閣, 第2版, 2019)(以下「佐久間Ⅱ」という。)
上記2冊は元審査委員による、民法(債権法)改正に対応した標準的な基本書。
- ・内田 貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』(東京大学出版会, 第4版, 2020)
(以下「内田Ⅲ」という。)
事例を豊富に使った旧司法試験時代からの人気の基本書。民法(債権法)改正を主導した著者により、改正部分をわかりやすく解説されている。
- ・山野目章夫『民法概論4 債権各論』(有斐閣, 2020)(以下「山野目各論」という。)
元審査委員で法制審議会民法(債権関係)部会幹事を務めた著者によるコンパクトでわかりやすい基本書。
- ・前田陽一・山本敦・浦野由紀子『民法Ⅵ 親族・相続』(リーガルクエスト)(有斐閣, 第5版, 2019)(以下「リークエⅥ」という。)
元審査委員を含めた気鋭の執筆陣による近時の法改正・判例変更などに対応した標準的な基本書。

問題演習

1 代理人が基本代理権を逸脱して、

自己名義で他人物賃貸借をした行為と相手方の保護

旧司平成18年度第2問

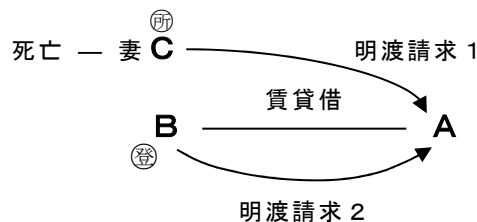
【事案】

Aは、B所有名義で登記されている建物（以下「本件建物」という。）をBから賃借して引渡しを受け、本件建物で店舗を営んでいる。Aは、賃借に当たってBに敷金を支払い、賃料もBに遅滞なく支払ってきた。ところが、本件建物は、真実はBの配偶者であるCの所有であり、CがBに対し、Bの物上保証人として本件建物に抵当権を設定する代理権を付与し登記に必要な書類を交付したところ、Bが、Cに無断でB名義に所有権移転登記を経由した上、Aに賃貸したものであった。

以上の事案について、次の問いに答えよ（なお、各問いは、独立した問いである。）。

- 1 Aが本件建物を賃借してから1年後に、Aは、その事実を知ったCから本件建物の明渡しを請求された。Aは、Cに対し、どのような主張をすることが考えられるか。
- 2 Aは、本件建物がBの所有でないことを知った後、Cに対してBとの賃貸借契約が当初から有効であることを認めてほしいと申し入れたものの、Cは、これを拒絶した。その後、Cが死亡し、BがCを単独相続したところ、Bは、Aが本件建物を賃借してから1年後に、Aに対し本件建物の明渡しを請求した。
 - (1) Aは、Bに対し、BがCを単独相続したことを理由に本件建物の明渡しを拒絶することができるか。
 - (2) 仮に(1)の理由で明渡しを拒絶することができないとすれば、Aは、Bに対し、どのような主張をすることができるか。特に敷金の返還を受けるまで本件建物の明渡しを拒絶すると主張することができるか。

【図解】



【論点】

- 1 94条2項、110条の類推適用の可否（趣規P.17）
- 2 他人物賃貸借の所有者たる地位の相続（趣規P.34）
- 3 相続前の追認拒絶（趣規P.36）
- 4 他人物賃貸借の担保責任（趣規P.150）
- 5 敷金返還請求権の発生時期（趣規P.156）

【法務省発表の出題趣旨】

「小問1は、代理人が基本代理権を逸脱してなした行為が代理形式ではなく自己名義でなされた場合に、民法94条2項の類推適用など善意の相手方を保護するための法理を問うものである。小問2は、他人物質貸借において権利者の拒絶の意思が示された後にその地位を他人物質貸人が相続した場合の法律関係を考察し、さらに他人物質貸借が履行不能により終了した場合における賃借人の法的主張について敷金返還請求を中心に検討することを求めるものであり、典型的でない事例への応用能力を試すものである。」

- ・佐久間ⅠP.140～147, 301～311, 内田ⅢP.124～5, 143～6, 山野目各論P.170～171, 208～9, リークエⅥP.280～281参照

答案構成

1 設問 1

(1) 原則

Bは本件建物について抵当権を設定する代理権を与えられているにすぎず、建物を賃貸する代理権は与えられていない。

↓また

761条は日常の家事に関する法律行為について夫婦相互の代理権をも規定しているといえるが、「日常の家事」に関する法律行為(761条)とは、**個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営むうえにおいて、通常必要な法律行為**をいい、建物の賃貸借は重要な財産の管理行為であり、夫婦が共同生活を営むうえで通常必要な法律行為とはいえないから、これについての日常家事代理権は認められない。

↓さらに

相手方においてその行為が当該夫婦の日常家事に関する法律行為の範囲内に属すると信じるにつき正当の理由がある場合には、日常家事代理権を基本代理権として110条の趣旨を類推適用できるところ、本件では配偶者Cが入院しているため、Bが財産を管理しているなど、日常家事の範囲内であると信じるにつき正当な理由があるとはいえない。

↓したがって

Bは本件建物の賃貸権限を有さず、建物についてのA・B間の契約は**他人物賃貸借**(601条、559条・561条)である。

↓そうすると

Aの賃借権はCに対抗することはできないから、Aは、原則として、Cによる所有権に基づく返還請求権としての建物明渡請求に応じなければならない。

↓しかし

Aは何らかの主張によりCの請求を拒めないか。

(2) 94条2項、110条類推適用の可否

94条2項は外観法理の規定であるため、①虚偽の外観、②本人の外観作出の帰責性、③相手方の外観への信頼がある場合は94条2項を類推適用できる。

↓そして

本問のように、真の権利者の意思(抵当権設定についての代理権の付与)と外形(所有権移転登記)が対応していない場合は、真の所有者の帰責性が比較的小さいこと、また、代理人による権限逸脱に類似していることから、③外観への信頼については、94条2項、110条を類推適用し、善意・無過失を要求すべきである。

↓本件では

原則論

規範の定立

規範の定立

39 C所有にもかかわらず、B所有名義の登記があり、これは真実と異
40 なる登記であるから、①虚偽の外観はある。

41 ↓また

42 CはBに、登記に必要な書類を交付している。

43 ↓

44 確かに、BはCの配偶者であるから、CがBを信頼するのよむを得
45 ないとも思える。

46 ↓しかし

47 **登記に必要な書類は、重要な書類であるから、悪用されないように**
48 **注意すべきであるのに注意を怠っていた。**

49 ↓したがって

50 Cに②外観作出の帰責性も認められる。

51 ↓よって

52 ③AがBの無権利につき善意・無過失であった場合は、94条2項、
53 110条类推適用により、Aの賃借権はCに対抗することができること
54 になり、Aはこれを主張してCの建物明渡請求を拒める。

55

56 2 設問2(1)

57 (1) 他人物賃貸人の所有者たる地位の相続

58 他人物賃貸人が所有者を相続する場合、賃貸人の地位と所有者の地
59 位が融合するとの見解もあるが、相続という偶然の事情により相手方
60 の債務不履行責任追及の機会を奪うべきではない。

61 ↓そこで

62 両者の地位は併存すると考えるべきである。

63 ↓そして

64 他人物賃貸人が所有者たる本人の地位に基づき、賃貸借契約の追認
65 拒絶をすることは信義則（1条2項）に反するため許されないと思
66 える。

67 (2) 相続前の追認拒絶

68 ↓もっとも

69 **本件ではCが生前に追認拒絶しており、この時点で他人物賃貸借契**
70 **約は有効な賃貸借とならないことが確定している。**

71 ↓よって

72 BがCの地位に基づき追認拒絶を主張することも許され、Aは明渡
73 しを拒絶できない。

74

75 3 設問2(2)

76 (1) 債務不履行解除及び損害賠償請求

77 本件他人物賃貸借契約（559条、561条、601条）は履行不能となっ
78 ているため、Aは解除権（542条1項1号、540条1項）及び損害賠償
79 請求権（415条1項、2項1号）を行使できる。

問題文の事実を評価して
あてはめを充実させる。

本小問のポイント。

80 (2) 敷金返還請求権の発生時期

81 敷金返還請求権をもって留置権（295条）を行使し，建物の明渡し
82 の拒絶を主張できないか。

83 ↓

84 **敷金は賃貸人が明渡しまでに賃借人に対して取得する一切の債権**
85 **を担保するものであるため，明渡債務が先履行となり（622条の2第**
86 **1項1号），賃借人は留置権を行使できない（295条1項ただし書）。**

87 ↓確かに

88 本件では，Bは他人物賃貸人でもあり，Aに留置権を認めないのは
89 Aの保護に欠けるとも思われる。

90 ↓しかし

91 留置権の成立要件をみたさない以上，留置権の主張は認められず，
92 AはBに債務不履行責任（415条1項本文）を追及するしかないと考え
93 える。

94

以上

規範の定立